

令和9年度 保育所等利用申込みのご案内

保育所（園）は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護をしている」など、いろいろな事情によりお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とした児童福祉施設です。

保育所の利用には、保育の必要性を認定する「教育・保育給付認定」の申請が必要になりますので、入所申込と同時に、認定の申請をしてください。

★入所の受付

○受付期間： 令和8年9月24日（木）～ 令和8年10月23日（金）
（土・日、祝日は除きます）

○提出方法： 第1希望の保育所（園） に 提出してください

※育児休業からの職場復帰等で年度途中の入所を予定されている方、町外から転入予定の方も、**この期間内に必ずお申込みください。**（出生前・住所変更前の受付も可能です。）
期間外のお申込みは、職員配置等の都合上、入所が困難となる場合があります。

★若狭町内の保育所

保育所名	公私	所在地	電話番号	利用定員	受入年齢
みそみ保育所	公立	井崎 46-24	45-0705	90	1歳～
中央保育所	公立	鳥浜 48-38	45-1815	90	1歳～
気山保育所	公立	上瀬 1-1-67	45-1329	45	1歳～
とばっ子保育園	公立	大鳥羽 38-36-1	64-1100	90	1歳～
わかば保育園	公立	瓜生 37-1	62-1411	90	1歳～
三宅保育所	公立	井ノ口 29-27-1	62-1461	90	1歳～
ののはな保育園 ※	公立	玉置 50-1	57-1488	45	生後9週～
明倫保育園	私立	藤井 16-80-4	45-0243	40	1歳～
梅の里保育園 ※	私立	田井 24-2-2	46-1030	40	生後9週～

※生後9週から1歳未満での入所を検討されている場合は、事前にお問い合わせください

※定員を超える申し込みがあった場合は、別紙の入所基準による利用調整を行い、保育の必要性が高い方から入所（園）となります。同点数の場合は、抽選となることもあります。調整の結果、希望する保育所（園）に入所（園）できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

★認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性によって 1 号～3 号に認定されます。

支給認定区分	対象年齢	利用施設
1 号	3 歳以上	幼稚園等の利用を希望する場合
2 号	3 歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合
3 号	3 歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

★保育を必要とする事由

保育認定（2 号、3 号）を受けるには、若狭町に住民登録し若狭町に居住している家庭の児童で、保護者全員が次に掲げる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

	保育を必要とする事由	
1	就労	月 48 時間以上の就労がある
2	妊娠・出産	出産予定日の最長 2 ヶ月前～産後 3 ヶ月以内の期間
3	疾病・障害	病気やけがをしている、または心身の障害がある
4	介護・看護	同居または長期入院中の親族の介護・看護をしている
5	災害復旧	災害のため、その復旧にあたる間保育ができない
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む）をしている（※最長 90 日間）
7	就学	就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している
8	その他	児童福祉の観点から特に必要と認めるもの

★保育の必要量

保育認定を受けると、必要とする事由により、保育所を利用できる時間が設定されます。

区分	就労時間	保育時間
保育標準時間	月 120 時間以上の就労	最長 11 時間（7:30～18:30）
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満の就労	最長 8 時間（8:00～16:00） （※梅の里保育園は 8:30～16:30）

※就労以外の事由も、就労時間を基本として、保育の必要量を設定します。

★育児休業中の保育認定について

育児休業中は、保護者が在宅され、家庭での保育が可能となることから、本来はご家庭で保育いただくことになります。

- ・ただし、家庭環境の諸事情や児童福祉の観点から総合的に勘案した上で、保育を必要と認める場合は、入所が可能です。
- ・「慣らし保育」実施のため、育児休業復帰の概ね 1 週間前から入所が可能です。
（「慣らし保育」の期間については、各所（園）と相談のうえ、実施します。）

※「友だちがいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは入所することはできません。

★申込みに必要な書類

① 子どものための教育・保育給付認定申請書

② 保育所入所申込書

③ 保育を必要とする事由を証明する書類 → 下の表のとおり

※就労証明書については、お子さんの父母や祖父母が事業主の場合、確定申告の写しか源泉徴収票など給料が出ていることがわかる書類の写しを添付してください。
父母および同居する 65 歳未満の祖父母の、すべての方の証明書類が必要です。

	事由	添付書類
1	就労	会社に勤務の方：就労証明書（会社で証明を受けること） 個人や家族経営の方・農林業・漁業の方：就労証明書と確定申告の写しか源泉徴収票など給料が出ていることがわかる書類の写し
2	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日のわかるページ）
3	疾病・障害	診断書または身障手帳（障害程度のわかるもの）の写し
4	介護・看護	診断書または介護保険証（介護度のわかるもの）の写し
5	災害復旧	罹災証明等
6	求職活動	申立書またはハローワークの証明書
7	就学	在学証明書または学生証の写し
8	その他	子育て支援課へご相談ください

※必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

★申込み～入所までのスケジュールについて

月日	内容
9/24～10/23	入所申込書・給付認定申請書の配布、受付（第1希望の園へ提出）
11月～	利用調整・入所選考（定員を超える場合、基準指数表に基づき調整）
1月下旬～2月上旬 （予定）	入所保育所決定（支給認定証、施設利用承諾通知書等の発送） ※年度途中の入所の方は入所時期が近づいてから発送
2月中旬から下旬 （予定）	各保育所（園）にて説明会
4月	入所式・慣らし保育開始（中旬から通常保育）
4月中旬	保育料（副食費）決定通知の発送



★保育料・副食費について

○保育料

- ・ 3歳以上児（3～5歳児）：保育料は無料です。
- ・ 3歳未満児（0～2歳児）：「保育所利用者負担額徴収金基準額表」を参考にしてください。

若狭町保育所利用者負担額徴収金基準額表 【令和8年度】					
各月初日に在籍する 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料（月額） 3号認定（3歳未満児）	
階層区分	定義			標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）			0	0
第2	市町村民税非課税世帯			0	0
第3	均等割のみ課税	ひとり親世帯等		4,000	3,900
		上記以外の世帯		8,000	7,800
		ひとり親世帯等		6,000	5,850
		上記以外の世帯		12,000	11,700
第4	市町村民税 課税世帯 所得割額	48,600円未満		8,000	7,850
		上記以外の世帯		16,000	15,700
		72,800円以上 77,101円未満		9,000	9,000
		上記以外の世帯		20,000	19,600
		77,101円以上 97,000円未満		20,000	19,600
		97,000円以上 109,600円未満		26,000	25,500
第5		109,600円以上 169,000円未満		28,000	27,500
		169,000円以上 301,000円未満		32,000	31,400
第6		301,000円以上 397,000円未満		34,000	33,400
第7		397,000円以上		34,000	33,400
第8					

○副食費（給食費）

3歳以上児につきましては、副食費が実費負担となります。

公立保育所（園）は月額 4,500 円（令和8年度）です。

私立保育園は、各施設で算定しますので、各施設にてご確認ください。

○算定及び切り替え時期について

保育料は4月1日現在の児童の年齢と、児童の父母の住民税額（4月から8月分は前年度分、9月から3月分は当年度分）の合算で算定されます。

父母の収入が極端に少ない場合、同居している祖父母等の収入も算定対象となります。

毎年、4月（年齢変更）と9月（税額年度変更）に保育料等の切り替えを行います。

※保育料、副食費ともに免除または減免される場合がありますので、詳しくは保育料等の決定通知でご確認ください。

☆申し込み、記入方法等についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

☆この申し込みに関する個人情報については、適正に保管し、保育所関係業務の目的以外に使用いたしません。



お問合せ：若狭町役場上中庁舎 子育て支援課

〒919-1592 若狭町市場 20-18 TEL 0770-62-2704（直）